



肘歴通信 こ う 増補號

明治 28 年、大蔵村肘折温泉とコレラ病のこと

現在、世界中そして大蔵村で猛威を振るう新型コロナウイルス。かつてない非常事態のように感じますが、今から 125 年前、我々の先祖達も未知のウイルスに対峙していました。(通信第一號)

それは「コレラウイルス感染症」

日本では明治初期より流行が拡大し、最大 80% に上った致死率から「コロリ」と恐れられ、年間数万人もの死者を出しました。今のように情報インフラの整わない当時は、様々な迷信が飛び交い、人々の感染症への恐れは現在の比ではなかったでしょう。

明治 28 年の大蔵村では、特に肘折と白須賀で流行し、両地区には隔離病棟が置かれました。今より狭く人口の少なかった肘折でさえ 40 人もの死者を出したといいます。

そんな中で、当時の大竹源次郎村長は自ら防疫の指揮を執っていましたが、人々はコレラを恐れるあまり、疑心暗鬼となって誰も協力するものはなかったそうです。

しかし、大竹村長は諦めずに戸每人毎に説得を続け、僅か数人の協力者たちを得て、共に隔離病棟に勤めて地域の防疫を行いました。

隔離病棟でも手本を示すべく、患者の看護・汚物処理・遺体の火葬を率先して行い、防疫法を指導した大竹村長は、

自らもコレラに感染し、赴任後 30 日で殉職しました。

村長の決死の覚悟を目の当たりにした地区民は、団結してコレラ病予防組合を結成。村長の指導を受けた幹事達による疫学的・地域包括的な防疫法を実施しました。

故・大竹源次郎氏の偉大な功績は、村民のコレラへの迷信的恐怖を打ち破り、地域を守る断固たる決意を示したことです。

未知のウイルスを闇雲に恐れず、正しい知識に基づく対処法を確立・共有し、全員が協力し合って防疫を行うこと。

それは現代の私たちも見習うべき姿勢です。

肘折温泉場虎列刺病予防組合 規約

- 第三条** 衛生上に関する諸達し等、幹事に於て普及の通を計り、常に注意を怠らざるものとす
- 第七条** 毎年一回大消毒清潔法を施行し、悪疫を未萌に予防するものとす
- 第九条** 患者発生したるときは、直ちに医師の診断を受け、役場及び駐在所へ報告すべし
- 第十三条** 組合内に於いて、患者発生したるときは、幹事は直ちに浴場に入浴を禁するの標榜を貼付し、湯替を為し、消毒を施行したる後にあらざれば入浴するを許さず
- 第十七条** 組合の費用を以て消毒薬若干を備え置くものとす
- 第十八条** 本規約九条に背きたるもの及び客人のコレラ病に罹りたるものを、急に他へ輸送したるものは違約の過怠として十日以上患者の看病人となし、第十条乃至第十二条に背きたるもの、または入浴禁止の標榜ある浴場に入浴したるものは三円以上十円以下の違約金を徴収す（間略 全二十条）

